

令和4年第2回（6月）富田林市議会定例会の報告について

質問者	質問の要旨	資料/担当課
<p>とんだばやし未来 代表質問 南齋 哲平 議員</p>	<p>3. 中学校の運動部活動に関して、国の「運動部活動の地域移行に関する検討会議」において出された提言内容を踏まえ、本市として取り組むべき内容について</p> <p>①これまでに部活動の充実に向けて本市が取り組んできた内容を聞くとともに、今後に向けてまずは提言内容を精査し本市独自のプランニングを行うことが必要と考えるが、市の見解は</p> <p>②運動部活動の地域移行に関して受け入れ先となる団体等の調査把握の必要性とその手法について</p> <p>③地域移行後も引き続き指導を希望する教師等のためにも兼職兼業の申請の簡略化など手続きの整理等を本市独自で行う事に関して</p> <p>④運動部活動の地域移行に関して専門機関を設置することについて</p>	<p>資料1/ 教育指導室 教育総務課 生涯学習課</p>
<p>日本共産党 代表質問 岡田 英樹 議員</p>	<p>2. 少人数学級の拡充を求めて</p> <p>(1) 少人数学級編制を保証する財源の確保など、国にどのような働きかけをされ、どのような回答が返ってきているか</p> <p>(2) 少人数学級の教育効果についての市の考えを聞く</p> <p>(3) 支援学級の子どもの数を普通学級に含めるダブルカウントで学級編制を</p> <p>(4) 富田林の子どもたちに豊かな教育環境を保証するために、30人学級の実現をもとめるが、見解は</p>	<p>資料2/ 教育指導室</p>
	<p>3. 学校給食の充実をもとめて</p> <p>(1) 中学校における全員給食の実現を</p> <p>①各市ですすむ状況を見て、中学校の全員給食についてどう考えるか</p> <p>②最新の市内の中学校給食喫食率は</p> <p>③本市の中学校の生徒及び教職員総数に対し、現在の調理設備で提供できる食数割合は</p> <p>④生徒全員に給食を提供できるためには、どのような対策と改修が必要か</p> <p>⑤私たち日本共産党議員団は、長年、中学校給食は選択制ではなく、全校生徒を対象にした温かくて美味しい給食を、と訴え続けてきたが、全員給食が可能な調理場に施設改修をし、栄養バランス、食育、公平性の観点からも、全員喫食の中学校給食に踏み切るべき時だと考えるが、市の見解は</p> <p>(2) 本市でも市の独自施策として、国に先駆けて学校給食の無償化を</p> <p>(3) 中学校給食も無償化していくことを見据えて、当面、就学援助の対象に</p>	<p>資料3/ 学校給食課 教育指導室</p>
<p>自由民主党 代表質問 西川 宏 議員</p>	<p>3. 本市の防災について</p> <p>(2) 防災教育などの活動について</p> <p>②小中学校・幼稚園・保育所・子ども園等での防災教育について、現状どのような取り組みをしているのか。</p>	<p>資料4/ 教育指導室</p>

## 令和4年第2回（6月）富田林市議会定例会の報告について

質問者	質 問 の 要 旨	資料/担当課
大阪維新の会・無党派の会 代表質問 伊東 寛光 議員	<p>5. 学校教育施設の統廃合や学校区の再編等について</p> <p>(1) 富田林市学校教育施設長寿命化計画に示されている、「適正規模・適正配置の基本的な考え方」に則した検討は、いつからはじめるのか</p> <p>(2) 学校区の再編について、学校選択制も視野に入れて検討してはどうか。</p> <p>(3) 学校間での学校教育施設の共同利用等について。</p> <p>※学校のプールを学校間で共同利用するなどして、施設の維持費等を節約できないか</p> <p>※民間のプールの活用の可能性についても言及する</p> <p>(4) 小・中学校の機能統合について</p>	資料5/ 教育総務課 教育指導室
ふるさと富田林 代表質問 吉年 千寿子 議員	<p>4. 小中一貫教育の推進について</p> <p>(1) 施設併設型同等の施設整備について</p> <p>(2) 中学校教員の乗り入れ授業による負担軽減の対応について</p> <p>(3) 他の中学校区での今後の取り組みと展開について</p>	資料6/ 教育指導室 教育総務課
	<p>5. 地域の特性・実態に応じた教育の選択肢を増やすことについて</p> <p>(1) 小規模特認校の設置について</p> <p>(2) 校内適応指導教室の校区制度の柔軟な運用について</p>	資料7/ 教育指導室
公明党 代表質問 村山 理恵 議員	<p>1. 更なる教育施策の充実について</p> <p>(1) 「小1プロブレム（小1問題）」の課題改善に向けた体制作りについて</p> <p>①本市の「小1プロブレム」の認識と、現状の対応について</p> <p>②本市としての、小学校・幼稚園・保育園・保護者など当事者を含めた協議会の設置や教育カリキュラムの検討について</p>	資料8/ 教育指導室 こども未来室
	<p>(2) 新学習指導要領に基づく地球温暖化を踏まえた環境教育の推進</p> <p>①学校の太陽光発電による過去3年間の年間発電量と環境教育への展開をどのように行ってきたのか、について</p> <p>②これまでの「エコスクール」の取り組みについて聞く</p> <p>③本市小中学校を「エコスクール・プラス」として認定を受けることも含めて、環境教育にどのように取り組んでいくのか</p>	資料9/ 教育総務課 教育指導室

## 令和4年第2回（6月）富田林市議会定例会の報告について

質問者	質 問 の 要 旨	資料/担当課
個人質問 中山 佑子 議員	<p>4. マスクを外して合唱コンクール</p> <p>令和4年6月4日（土）、喜志西小学校で『学校現場における子どもの新型コロナ感染症を考える』と題するPTA教室講演会が開催されました。そのPTA教室講演会は、富山大学付属病院小児科の種市先生を講師に招き、学校現場におけるコロナ対策についての先進的な取り組み等を教えて頂き大変有意義なものでした。</p> <p>富山市では、医療と教育が連携し、最新の医学的データに基づき、新型コロナウイルス感染症への対策を検討し、推進するため、「富山市立学校 新型コロナウイルス感染症対策検討会議」を設置しています。その検討会議の結果、登下校時にマスクを外す事から始め、幼稚園児にはマスクをしない事を推奨し、運動会や合唱コンクールも開催されています。</p> <p>わたくしは、マスクなしでの合唱コンクールには驚きましたが、適切な距離をとり、換気を徹底すれば大丈夫であるとのことでした。</p> <p>富山市に出来て本市に出来ない理由はありません。</p> <p>（1）本市も、富山市のように、「富田林市立学校 新型コロナウイルス感染症対策検討会議」を設置し、議論する場が必要だと考えますが、本市の見解をお聞かせください。</p> <p>次に、現在も、新型コロナウイルスなど感染症対策として、本市内の幼稚園・小中学校の黒板の真上に「オゾン発生器」が設置されています。</p> <p>富田林市医師会・感染症対策担当理事から、「新型コロナウイルス感染症対策で一番大事なことは換気であり、オゾンを発生させて一定濃度でウイルスと接触させようと思えば換気と相反する、また、医師会としては『本来医学的に意味のないものを子どもたちの教育環境・生活環境に置くこと自体に問題がある』」とのご意見を頂いております。</p> <p>（2）本市は、今後も子どもたちが下校した放課後や夜間にオゾン発生器を稼働させて役立てていくとのことでしたが、本市内の各幼稚園・各小中学校のオゾン発生器の稼働状況を教えて下さい。</p>	資料10/ 教育指導室
個人質問 南方 泉 議員	<p>2. 「子どもたちの日常を取り戻す」ために本市の考えを聞く</p> <p>（1）小学校・中学校での不登校児童生徒増加の状況確認とその対策について問う</p> <p>（2）炎天下においての運動時・通学時の脱マスクの徹底についてどのように対策をしているのか</p> <p>（3）医師が作成したリーフレットや指針を関係各位に配付・配信してはどうか（富山市：富山市教育委員会・学校・種市小児科医師の取り組みモデルを参考に）</p> <p>（4）喜志西小学校でのPTA講演録画を富田林市教育委員会主導で教員研修や学校現場、地域に広げる取り組みをしてはどうか</p> <p>（5）小・中学校教育現場における授業中のマスク着用と給食時の黙食を見直し通常に戻す検討を</p>	資料11/ 教育指導室

3. 中学校の運動部活動に関して、国の「運動部活動の地域移行に関する検討会議」において出された提言内容を踏まえ、本市としての取り組むべき内容について

- ① これまでに部活動の充実に向けて本市が取り組んできた内容を聞くとともに、今後に向けてまずは提言内容を精査し本市独自のプランニングを行うことが必要と考えるが、市の見解は
- ② 運動部活動の地域移行に関して受け入れ先となる団体等の調査把握の必要性とその手法について
- ③ 地域移行後も引き続き指導を希望する教師等のためにも兼職兼業の申請の簡略化など手続きの整理等を本市独自で行う事に関して
- ④ 運動部活動の地域移行に関して専門機関を設置することについて

#### 【答弁】

3. 中学校の運動部活動に関して、国の「運動部活動の地域移行に関する検討会議」において出された提言内容を踏まえ、本市としての取り組むべき内容についての①から④について順次お答えします。

まず、①についてお答えいたします。

運動部活動につきましては、生徒がスポーツに親しむ機会を確保し、自主的・主体的な参加による活動を通じて責任感・連帯感を涵養するとともに、生徒自身の自主性の育成に寄与するものであると考えております。一方で、少子化の影響で部員数確保や多様な部活動を保障できないといった課題や、競技経験のない種目の指導や休日の指導が教師にとって大きな業務負担となっているといった課題がみられます。

このような中、本市では令和元年度より2名の部活動指導員の配置を行ってまいりました。部活動指導員につきましては、普段の練習はもとより、試合の引率等も教師の同伴なしに実施できることから、部活動の存続や一定の業務負

担の軽減につながっております。

また、部活動とクラブチーム制度を併用し、より深くスポーツに親しみたい生徒や、指導したいと考える教師が、部活動とは別に希望制によりクラブチームとして活動する新たな取り組みもはじまっております。

本市教育委員会といたしましては、こうした取り組みや先進市町村の事例等をふまえながら、提言の内容を精査し、本市の状況に応じた独自の方策について検討を行う必要があると考えております。

次に、②についてお答えいたします。

運動部活動の地域移行先につきましては、提言にもございますように、様々な団体等が想定されます。本市におきましても、すでに小中学校の体育館やグラウンド等を利用して活動している団体や子どもたちが任意で参加している団体等が様々あり、これらが、受け入れ先となりえるかどうかについて調査把握することは必要だと認識しております。その調査方法といたしましては、すでに学校施設を利用している登録団体等にアンケート調査を行う方法が考えられます。他にも、大阪大谷大学や大阪芸術大学など近隣の大学に聞き取りを行ったり、市WEBページ等を活用しながら幅広く周知し調査を行ったりする方法が考えられます。

また、実際の指導にあたりましては、競技に関する指導経験や専門性はもとより、子どもたちの人格形成の視点にたった指導を行えることが重要と考えております。そのため、受け皿となる団体の調査方法につきましては、学校現場の意見にも十分留意した上で、関係各課と連携しながら具体的な方法について検討を進めてまいります。

次に、③についてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、スポーツに関して高い指導力や意欲をもった教師等が地域でのスポーツ指導に従事することは、生徒の心身の健全育成においても重要であると認識しております。本市教育委員会では、これまでも必要に応じて

教師の兼職兼業を承認してまいりましたが、要件ごとに申請の手続きを行う必要がございました。一方、地域移行後の部活動指導を希望する教師につきましては、その活動に一定期間従事することが考えられますことから、要件ごとではなく、ある程度まとまった期間での申請を可能にするなど、手続きを円滑化する方法について検討してまいります。

次に、④についてお答えいたします。

議員ご提案のとおり、運動部活動の地域移行を実現させるためには、各スポーツ団体の窓口となっている生涯学習課や、学校施設を管理している教育総務課、学校教育を担っている教育指導室等の関係各課で新たな会議体などを設け、検討を進める必要があると考えております。加えて、有識者や豊富な指導経験を持つ指導者等から助言を得ながら進めることも重要だと認識しております。

本市教育委員会といたしましては、国の動向や先進市町村の取組みも注視しながら、本市の状況に沿った運動部活動の地域移行を進める必要性を強く認識しておりますことから、まずは新たに専門家等、様々な意見をふまえ検討できる会議体を設け、計画的な取組みを進めてまいります。

以上、お答えといたします。

## 2. 少人数学級の拡充を求めて

- (1) 少人数学級編制を保証する財源の確保など、国にどのような働きかけをされ、どのような回答が返ってきているか
- (2) 少人数学級の教育効果についての市の考えを聞く
- (3) 支援学級の子どもの数を普通学級に含めるダブルカウントで学級編制を
- (4) 富田林の子どもたちに豊かな教育環境を保証するために、30人学級の実現をもとめるが、見解は

## 【答弁】

2. 少人数学級の拡充を求めてについての(1)から(4)について順次お答えいたします。

まず、(1)につきましては、現在小学校3年まで35人学級編制がなされており、本市においては、独自に小学校6年と中学校3年についても35人学級編制のための教員を独自に配置し、きめ細かな教育を実施しております。少人数学級編制につきましては、これまでも国・府に対してその実施について要望してきており、そのような中で、国の施策として35人学級編制を段階的に実現する方向性が示され、年次計画のもとで1年ずつ学年が引き上げられております。今後も、すべての学年でのより早期の実現に向けて、国・府へ要望してまいります。

次に、(2)についてお答えいたします。

30人以下学級をはじめ少人数による学級編制は、子どもたちへのきめ細かで手厚い学習指導や一人ひとりの個性を尊重し、寄り添った支援につながるものだと考えております。加えて、教室が子どもたちにとって安心して過ごせる居場所となる有効な仕組みであると認識しております。

次に、(3)についてお答えいたします。

支援学級在籍の子どもたちにつきましては、個々の状況に応じて教育課程を

編成しており、通常学級や支援学級で学習する教科や時間数は異なってまいります。また、学習を進めるにあっては、通常学級において他の子どもたちとともに学ぶことが相互の成長に有効であると考えられることから、ともに学ぶ場の設定と機会の確保に努めているところであります。このことから、通常学級の教室で全員が教育活動を行う際は、40人を超える場合もあり、議員ご指摘のような学習環境の課題等が生じる場合もあると考えております。本市教育委員会といたしましては、こうした学習環境の課題等の改善に向け、様々な機会を通じて国・府に対して在籍のカウント方法変更についても要望しているところでございます。

次に、(4)についてお答えいたします。

30人以下学級の実現につきましては、より一層の子どもたちへのきめ細かな教育の実現につながるものと考えております。しかしながら、教室整備をはじめ、必要となる教員の確保等が課題となることも考えられます。そのため、本市教育委員会といたしましては、まずは35人学級の早期実現に向け、国・府へ引き続き要望してまいりますとともに、少人数学級編制に係る他市の取組みについても注視しながら、研究を進めてまいります。

以上、お答えといたします。

## 3. 学校給食の充実をもとめて

## (1) 中学校における全員給食の実現を

- ① 各市ですすむ状況を見て、中学校の全員給食についてどう考えるか
- ② 最新の市内の中学校給食喫食率は
- ③ 本市の中学校の生徒及び教職員総数に対し、現在の調理設備で提供できる食数割合は
- ④ 生徒全員に給食を提供できるためには、どのような対策と改修が必要か
- ⑤ 私たち日本共産党議員団は、長年、中学校給食は選択制ではなく、全校生徒を対象にした温かくて美味しい給食を、と訴えてきたが、全員給食が可能な調理場に施設改修をし、栄養バランス、食育、公平性の観点からも、全員給食の中学校給食に踏み切るべき時だと考えるが、市の見解は

## (2) 本市でも市の独自施策として、国に先駆けて学校給食の無償化を

## (3) 中学校給食も無償化していくことを見据えて、当面、就学援助の対象に。

## 【答弁】

3. 学校給食の充実をもとめての、(1) から (3) につきまして、順次お答えいたします。

まず、(1) の①から⑤につきまして、関連連しますので、一括してお答えいたします。

本市の中学校給食は、希望選択制で自校調理方式により実施しており、全8校で開始となった平成23年2月からは11年が経過しております。現在、本市以外に大阪府内で選択制の中学校給食を行っているのは、10市ございますが、この内、豊中市では本年2学期から、八尾市では来年2学期から全員給食の開始を

予定されており、その他の市においても、全員給食に向けて検討が進められていると聞き及んでおります。

本市教育委員会としましては、心身ともに成長期にあり、食に対する個人の考え方も多様化する中学生の選択を尊重するなどの観点から、選択制による中学校給食を実施しております。一方で、全員給食は、生徒全員にバランスの取れた食事が提供できるため、学校給食を通じた食育につなげやすいことなど、その重要性は増していると認識しているところでございます。

次に、本市中学校給食の喫食率としましては、令和3年度では、8校全体で52.5%となっており、平成30年度以降は50%を超えている状況で、他市と比較しても高い状態を維持し、一定程度ニーズに応えられているものと考えております。

次に、本市中学校の総数に対し提供できる食数の割合につきましては、学校により調理場の規模も異なり、また献立の内容等によっても、提供可能な食数は変動することとなりますことから、一概にお答えすることは困難でございますが、小規模な学校では8～9割程度、大規模な学校では6～7割程度と想定されます。

次に、生徒全員に給食を提供するために必要な対策と改修としましては、給食提供において、直接調理にかかわる設備だけでなく、食材の保管や食器、食缶の消毒や保管等のための設備の増設も必要になるほか、提供食数が増えると、配膳や下膳に要する時間も長くなるため、給食時間内に間に合わせられるよう、食数に見合った配膳設備の増設や改修に加えて、調理等に携わる人員の増員等も必要になると考えられるところでございます。

安全安心な中学校給食を毎日提供するためには、提供可能な食数に一定の余裕をもった調理や配膳が必要であり、現状の施設設備の老朽化対策や利便性の向上に取り組みながら、献立の工夫など食育の観点からも、生徒、保護者の皆さまにより満足していただけるよう、引き続き中学校給食の充実に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、(2) につきまして、お答えいたします。

学校給食費の無料化につきましては、令和2年度におきまして、国の交付金を活用し、小学校給食では3か月無料化、中学校給食では6か月間で希望する日30食までの無料化を実施いたしました。今後につきましては、子どもの貧困対策の視点から保護者の負担軽減をはかる効果的な施策について、引き続き研究してまいります。

最後に、(3) につきまして、お答えいたします。

中学校給食を就学援助の対象にすることは、喫食率の向上につながることも期待できると共に、保護者の経済状況に関わらず、全ての子どもの成長を支援するという意味から重要なものと認識しております。本市教育委員会といたしましては、近隣市町村の状況をふまえて、中学校給食を就学援助の対象とすることを含め、様々な支援のあり方を研究してまいります。

### 3. 本市の防災について

#### (2) 防災教育などの活動について

- ②小中学校・幼稚園・保育所・子ども園等での防災教育について、  
現状どのような取り組みをしているのか。

#### 【答弁】

保育施設につきましては、毎月1回避難訓練を実施しており、子どもにも避難のイメージを持ってもらうよう、防災教育を行っています。

職員の対応として、クラス担任はクラスの子どもの安全を守る避難を行うのは当然ですが、園務員や調理員等についても、災害時の体制を決めており、それぞれクラスの応援に入ります。その際、配慮の必要な子どもや低年齢児には避難車を活用し、速やかに避難できるように体制を整えています。

幼稚園につきましても、毎月1回地震や火災等を想定した避難訓練を実施しております。普段使用している座布団を防災頭巾として活用し、自分の命を守る方法を身につけることや、避難経路に沿って安全な場所へ移動する練習に取り組んでおります。

また、年少児については5歳児が避難している様子を見せるところからはじめ、発達に応じてスキルアップできるような年間計画を立てたり、配慮の必要な子どもについても一緒に練習し安全に避難できるように教職員の役割分担等を細かく設定したりする工夫を行っております。

小中学校につきましては、どの学校でも年間に3回以上の避難訓練を行っております。実際に子どもを避難させるだけでなく、保護者への引き渡しの訓練や、警察、消防の方からの専門的な指導、危機管理室の出前講座等も利用し防災教育を進めております。

以上でお答えとさせていただきます。

5. 学校教育施設の統廃合や学校区の再編等について。

(1) 富田林市学校教育施設長寿命化計画に示されている、「適正規模・適正配置の基本的な考え方」に則した検討は、いつからはじめるのか。

(2) 学校区の再編について、学校選択制も視野に入れて検討してはどうか。

(3) 学校間での学校教育施設の共同利用等について。

※学校のプールを学校間で共同利用するなどして、施設の維持費等を節約できないか。

※民間のプール活用の可能性についても言及する。

(4) 小・中学校の機能統合について。

#### 【答弁】

それでは5. 学校教育施設の統廃合や学校区の再編等についての(1)から(4)について順次お答えいたします。

まず、(1)についてお答えいたします。

令和3年7月に策定しました「富田林市学校教育施設長寿命化計画」においては学校施設は機能維持するという考えのもと、「早期の対応が必要である(D評価)」と判断された施設につきましては、安全性の確保を最優先に部位改修等を令和3年度からの5年間で、順次実施し機能回復を行っているところでございます。

同時に、本計画では学校教育施設の維持・更新にあたりトータルコストの縮減、予算の平準化を図りながら効率的・効果的な投資となるよう計画的に進めることが必要との考えも示しております。

現在は議論をはじめるとにあたり必要となる各学校の劣化状況調査と児童・生徒数の将来推計の基礎データの整理に着手する準備をしております。また、個々の取組みといたしまして、学校教育施設以外の他用途への一部

転用で、学童クラブ、防災備蓄倉庫への転用、今年度は地域総合拠点への整備やこの間、市として進めております小中一貫教育の取組みの中で明らかになった成果や課題も、この検討に活かせるものと考えます。

また、今後の検討にあたりましては、まず各データや様々な取組みから、その成果や課題を検証し、庁内で関係各課による検討委員会を立ち上げ、本市における学校教育施設以外の公共施設のあり方等も含めて全体的なグランドデザインを検討する必要があると考えております。その中で、外部の専門家等から意見聴取を行ったり、提言を頂いたりしながら、適正規模・適正配置をふまえた計画として取りまとめ、保護者や地域の方々、市民の皆さまにも周知し、頂いた意見をふまえながら計画を具体化していくことが必要になると考えております。

そのうえで、上位計画となります「富田林市公共施設再配置計画（後期）」の策定を予定しております令和11年を目途に、結果を出せるよう順次検討を進めてまいります。

続きまして（2）についてお答えいたします。

今後の、適正規模・適正配置をふまえた検討の中では、適正基準を満たすための方策として、学校区の再編をはじめ様々な可能性を議論していく必要があると考えております。

また、議員ご提案の学校選択制につきましては、学校と地域とのつながりが希薄化する可能性があることや、入学者数の増減が把握しづらいこと、通学距離が伸びることによる安全確保など、現状ではいくつかの課題があるものと認識しております。

しかしながら、子どもたちにとっても自分にあった学校を選べるという側面がございますことから、学校選択制をはじめ教育特例校の設置等、様々な可能性について、今後、適正規模・適正配置に向けて検討を進めてまいります。

続きまして（３）についてお答えいたします。

学校間での学校教育施設の共同利用につきましては、議員ご指摘のように学校のプールを学校間で共同利用したり、あるいは、民間プールを活用したりすることにより、光熱水費や施設の維持管理経費等を削減することが可能であると認識しております。一方で、児童生徒の移動手段に係る経費や、施設への移動に要する授業時間の減少など課題もございます。

いずれにいたしましても、機能統合を基とした適正規模・適正配置の検討が重要であると考えておりますことから、今後は、他市の事例等も参考に、学校現場と協議を進めるとともに、学校教育施設の共同利用につきまして、調査・研究してまいります。

最後に（４）についてお答えいたします。

議員ご提案の小・中学校の機能統合につきましては、適正規模・適正配置をふまえた具体的な方策の一つであると認識しております。

一方、実際に小・中学校の機能統合を実現するには、施設・設備などハード面に加え、新たな学校運営体制や９年間の義務教育課程が一体となった指導方法の確立など、ソフト面の整備も進める必要があります。こうしたソフト面の整備にあたりましては、先進市町村の取組みを研究するだけでなく、実践やノウハウを積み重ねていく必要があると考えております。

本市におきましては、現在、全ての校区での展開に向けて小中一貫教育の研究に取り組んでいるところでございますが、今後、その効果や課題を明らかにした上で、例えば施設一体型義務教育学校を設置するなど、小・中学校の機能統合を行った方が教育的効果が高いと認められる場合には、その設置も含め検討を進めていく必要があると認識しております。

本市教育委員会といたしましては、学校教育施設の多用途への転用や、様々な教育実践を積み重ね、課題整理や効果検証を行っていくことが「富田林市公共施設再配置計画（後期）」につながるものと考えておりますこと

から、引き続き取組みを進めてまいります。

以上でお答えとさせていただきます。

#### 4. 小中一貫教育の推進について

- (1) 施設併設型同等の施設整備について
- (2) 中学校教員の乗り入れ授業による負担軽減の対応について
- (3) 他の中学校区での今後の取り組みと展開について

#### 【答弁】

それでは4. 小中一貫教育の推進についての(1)から(3)について順次お答えいたします。

まず、(1)についてお答えいたします。

本市におきましては、子どもたちが9年間の義務教育の中でより良く成長できるよう、本年4月より小金台小学校・明治池中学校を小中一貫校として開校し、小中一貫教育の充実に取り組んでいるところでございます。

両校は遊歩道を挟んで東西に隣り合う立地になっておりますが、昨年度は仮設の出入口を利用し、行き来しやすいようにしておりました。今年度は、両校の子どもたちがより身近に行き来でき、さらなる交流が図れるように、出入口を整備改修し、スロープや手摺も設置することで、バリアフリー化も図ってまいります。

議員ご提案のように、両校間を雨に濡れず、上履きのまま行き来できるような、より一層バリアフリー化した整備につきましては、両校敷地の間に市道や高低差があるため、多額の整備費用が必要となりますことから、両校舎の配置等の課題を整理し、今後、調査・研究してまいります。

次に(2)についてお答えいたします。

明治池中学校の教員による小金台小学校への乗り入れ授業につきましては、現在、算数、理科、家庭科で実施しております。

議員ご指摘のとおり、乗り入れ授業を実施している教員は、中学校でも教科担任や会議等も担っており、小学校で授業を行う分、単純に負担が増

えてしまいます。

そのため、乗り入れ授業を行う教員の持ち時間数につきましては、両校全体で調整し、軽減を図りながら、負担過多にならないように努めているところでございます。

具体には、理科の担当教員につきましては、大阪府の小中連携加配メニューにより増員された教員を活用することにより、他の教員の負担にならないようにしております。

さらに、令和4年度からは、市費による小中一貫教育に係る教員を1名配置し、教職員の業務軽減を図るほか、配置教員自身も小学校で授業が行えるよう、調整しているところでございます。

他にも、小学校教員による中学校の支援学級への授業支援も始まり、小中学校間での相互乗り入れが具体化しております。

最後に（3）についてお答えいたします。

小中一貫教育に係る取組みにつきましては、現在、全ての中学校区で実施されており、この3月には、その取組みの一端をリーフレットにまとめたところでございます。取組みの中には、小学校と中学校をリモートでつなぎ、交流授業を行うものや、小中合同での挨拶運動、中学校区で学校のルールを共有する取組み等があり、中1ギャップの軽減が期待されております。

また、中学校教員の小学校での授業につきましても、恒常的ではないものの多く見られるようになり、小中一貫教育への意識も高まっております。

本市教育委員会といたしましては、小中一貫教育の効果を市内全ての子どもたちに提供するために、明治池中学校区の実践報告を中心に富田林市小中一貫教育連絡会を定期的に関き、成果普及を行うほか、ICTを活用して離れた小中学校でも実践されている好事例等を交流できる場を設定するなど、本市における小中一貫教育を一層推進してまいります。

以上、お答えいたします。

5. 地域の特性・実態に応じた教育の選択肢を増やすことについて

(1) 小規模特認校の設置について

(2) 校内適応指導教室の校区制度の柔軟な運用について

**【答弁】**

5. 地域の特性・実態に応じた教育の選択肢を増やすことについて、順次お答えいたします。

まず、(1) についてお答えいたします。

河内長野市の小規模特認校では、一定の条件のもとで市内全域からの入学や転入学を認めながら、自然を活かしたさまざまな体験授業や特色ある教育活動を実施していると聞き及んでおります。

本市におきましては、議員ご指摘のように在籍者数が減少する中で1学年に1クラスしかないという状況の学校もございます。こうした学校では、少人数によりきめ細かな指導が可能であるというメリットがございます。また、小規模であることを活かし、異学年交流を盛んに行い、たてのつながりの中で子どもの成長を育む場を設けている取組みもございます。その反面、子どもたちにとっては人間関係が固定化し、クラス替え等を通じて新たな人間関係を築くことが困難であるというデメリットもみられます。

議員ご提案の小規模特認校は、市内全域の子どもたちを対象に受け入れることで、一定数の集団が確保され、特色ある学校づくりや学びの場の選択肢を増やすことにつながるものと期待できます。しかしながら、その設置にあたりましては、市域や当該地域の理解が欠かせないものであり、適切な制度設計と丁寧な説明を行っていく必要があると考えております。

本市教育委員会といたしましては、まずは、河内長野市の小規模特認校等の特色ある教育活動を本市の学校づくりに活かせるよう、先進市の事例を参考にし、研究を進めてまいります。

次に、(2) についてお答えいたします。

本市の適応指導教室「YOUYOU」は、学校に通いづらい子どもたちの多様な学びの場や居場所の一つとしてスポーツ公園内に開設しております。また、適応指導教室別室の「ステップルーム」は、個別の学習支援の場としてトピックに開設しております。これに加え、一昨年より各校に校内適応指導教室「ポコ」を開設し、子どもたちへのきめ細かな支援を実現する学びの場の充実に努めております。

この校内適応指導教室は、学びの場の選択肢を増やすという意味でも重要な役割を果たし、学校に通いづらい子どもたちの教室以外の「居場所」となるものであると認識しております。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、在籍校の校内適応指導教室にのみ通える運用では、様々な理由により自分の学校だからこそ通いにくいと感じる子どもにとっては、利用することが困難であると考えられます。

本市教育委員会といたしましては、校内適応指導教室が、学校に通いづらい子どもたちの多様な居場所の一つとして、より効果的に機能することが重要であると認識しておりますことから、個別のニーズに応じて柔軟に校区にとらわれない広い枠組みでの対応ができるよう、様々な機会を通じて各学校に周知してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

## 1. 更なる教育施策の充実について

## (1) 「小1プロブレム（小1問題）」の課題改善に向けた体制作りについて

①本市の「小1プロブレム」の認識と、現状の対応について

②本市としての、小学校・幼稚園・保育園・保護者など当事者を含めた協議会の設置や教育カリキュラムの検討について

## 【答弁】

1. 更なる教育施策の充実について順次お答えいたします。

まず（1）の①につきまして、幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであるため、全ての子どもが質の高い教育を受けられるよう、幼児教育の質的向上を図るとともに、小学校への円滑な接続を図る必要があると認識しております。

しかしながら、就学前施設と小学校との連携につきましては、地域をふまえ様々な行事の交流等が行われてきた一方で、資質・能力を育成するためのカリキュラム編成や実施に至っていないこともあり、場合によっては小学校入学段階で適応しづらい状況を起こすなどいわゆる「小1プロブレム」の課題が生じていると認識しております。

本市における現状の対応といたしまして、本市立幼稚園においては、絵本を読み聞かせる時間や集中して制作に取り組む時間を就学に向けて徐々に長く設定するなど、小学校の授業へのスムーズな移行を意識しております。また、動植物の観察や栽培、飼育等に積極的に取り組む中で、子どもたちの興味関心を高め、気付く力を伸ばすことで、小学校低学年での生活科の学びにつなげることができるよう工夫しております。

保育園等におきましても、就学に向けて子ども自身で物事の見通しをつける力を伸ばす保育を実施しています。また、小学校とのきめ細かい連携を図りながら円滑な接続ができるよう取り組んでいるところです。しかしながら、教育と保

育といったニーズの違いや、所管の違いもありますことから取り組みにもそれぞれの特色がみられます。

次に②につきまして、今年4月には、文部科学省初等中等教育局幼児教育課及び同教育課程課より「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き(初版)」が示されました。本手引きでは、幼保小の架け橋期にふさわしい主体的・対話的で深い学びの実現を図り、一人ひとりの多様性に配慮した上で、全ての子どもに学びや生活の基盤を育むことが求められています。

本市教育委員会といたしましては、就学前施設及び小学校の教職員がよりいっそう連携を深めることで、足並みを揃えて小学校のスタートカリキュラムにつなげていくことが重要であると考えておりますことから、文部科学省の進めるモデル実施等の動向や、先進市の取り組みもふまえ、協議会の設置をはじめより良い教育カリキュラムの実施に向けて研究してまいります。

以上でお答えとさせていただきます。

## 1. 更なる教育施策の充実について

## (2) 新学習指導要領に基づく地球温暖化を踏まえた環境教育の推進

- ①学校の太陽光発電による過去3年間の年間発電量と環境教育への展開をどのように行ってきたのか、について
- ②これまでの「エコスクール」の取り組みについて聞く
- ③本市小中学校を「エコスクール・プラス」として認定を受けることも含めて、環境教育にどのように取り組んでいくのか

## 【答弁】

1. 更なる教育施策の充実についての(2)の①から③につきまして、順次お答えいたします。

まず、①についてお答えいたします。

本市におきましては、平成22年9月に、国の「安全・安心な学校づくり交付金」及び「地域活性化・公共投資臨時交付金」を有効活用し、市内すべての小学校・中学校の校舎や屋上などに太陽光発電システムを設置しました。また、発電した電力は学校の電力の一部として活用しております。

直近3年の全校の総稼働実績を申し上げますと、令和元年度は総発電量約25万キロワット。令和2年度は総発電量約28万キロワット。令和3年度は総発電量約24万キロワットとなっております。

この太陽光発電システムを活用した環境教育の展開につきましては、だれも見やすい場所に発電モニターを設置し、すべての学校ではございませんが、発電量と消費電力量の比較をもちいた授業を取り入れたり、循環型社会の環境教育を行ったりしている学校もございます。

次に②についてお答えいたします。

この間、文部科学省では、環境負荷の低減や自然との共生を考慮した学校をエコスクールとして施設整備することが推進されており、学校自体を

環境教育の教材として活用することは、地球温暖化防止の推進・啓発の先導的な取組みとして期待されております。

本市におきましても、先ほどお答えいたしました太陽光発電システムを有効活用しながら環境教育の取組みの必要性を感じているところでございます。

その他の環境教育の取組みといたしましては、中学校社会科の発展学習として、地下資源を使用した発電と風力や太陽光による発電の二酸化炭素排出量を比較することで、地球温暖化を踏まえた自然エネルギーの必要性を学んでおります。

また、小学校におきましても、総合的な学習の時間や理科の学習等で、普段使っている電気について調べる中で、太陽光発電にも触れ、環境に対する意識の向上につなげているところでございます。

最後に③についてお答えいたします。

環境教育につきましては、新学習指導要領におきましても、未来を切り拓く主体性を育み、環境の保全に貢献できるよう、各教科や教科横断的な学習を通して進めていくことが求められています。

例えば、中学校技術・家庭科におきましては、様々な発電方法のメリットやデメリットを比較しながら、地球温暖化をはじめ様々な課題に対応するための自然エネルギーの活用について学んでおります。

他にも、ゴーヤによる緑のカーテンを設置したり、校庭内の落ち葉を堆肥にするコンポストを設置したりすることで環境教育につなげている学校もあります。

さらに、プラスチックごみ等による海洋汚染問題や陸上の緑化保全問題等、最近の世界的な取組みであるSDGsとも関連づけながら、各教科、領域をとおして環境教育の取組みを進めているところでございます。

議員ご提案の「エコスクール・プラス」につきましては、環境負荷の低

減につながり、施設整備に補助がなされることや、学校施設が環境教育の教材としてそのまま活用できることから、その教育的意義もたいへん大きいと考えております。

本市教育委員会といたしましては、これから持続可能な社会の担い手となる本市の子どもたちにとって、エコスクール・プラスなどの取組みも参考にしながら、環境教育の充実を図る必要性を強く認識しておりますことから、先進市の取組みを参考にする他、幼稚園で研究が進んでおりますビオトープの取組みや各校の好事例を共有することで、学校での環境教育を推進してまいります。

以上でお答えとさせていただきます。

#### 4 マスクを外して合唱コンクール

- (1) 本市も、富山市のように、「富田林市立学校 新型コロナウイルス感染症対策検討会議」を設置し、議論する場が必要だと考えますが、本市の見解をお聞かせください。
- (2) 本市は、今後も子どもたちが下校した放課後や夜間にオゾン発生器を稼働させて役立てていくとのことでしたが、本市内の各幼稚園・各小中学校のオゾン発生器の稼働状況を教えて下さい。

#### 【答弁】

4 マスクを外して合唱コンクールについて、順次お答えいたします。まず、(1) についてお答えいたします。

本市におきましては、これまでより国の通知や大阪府の「学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル（市町村立学校園版）」をふまえたコロナ対策を実施してまいりました。

本マニュアルにつきましては、国の基本的対処方針等の変更や、文部科学省の「学校生活における児童生徒等のマスクの着用について」の事務連絡等をふまえ、令和4年5月末に改訂が行われております。

具体的な改訂内容といたしましては、十分な身体的距離が確保でき、会話をほとんど行わない場合はマスク着用の必要はないことや、身体的距離の確保が困難でも、屋外で会話をほとんど行わない場合は着用の必要がないことなどが示されました。また、体育の授業や部活動中、登下校の際等も着用の必要がないと示されております。

本市教育委員会といたしましては、校園長会や教頭会等を通じて各校の実践を共有しながら、国や府の通知をふまえた適切な指導を実施していくとともに、基礎疾患がある方と同居している場合や感染すると高いリスクが伴う場合など、個別の状況に応じ、丁寧な対応を進めることが重要だと

考えております。

また、議員ご提案の「富田林市立学校 新型コロナウイルス感染症対策検討会議」の設置につきましては、近隣市町村の動向もふまえ、今後、研究してまいります。

次に、(2) についてお答えいたします。

本市教育委員会といたしましても、新型コロナウイルス感染症対策としての換気の重要性は強く認識しており、各校園でも実施しております。

また、オゾン発生器につきましては、子どもたちがいない放課後や夜間等で、防犯上の理由から教室の窓や出入り口等を施錠した中で稼働しておりますが、子どもたちの状況は各校園で様々に異なりますことから、個別の状況をふまえた対応を行っており、現状におきましては、稼働率約47%となっております。

本市教育委員会といたしましては、国や府の通知・マニュアル等をふまえ、各校園における感染症対策を徹底することが子どもたちの安全・安心な学びの実現につながると考えておりますことから、引き続き対策の徹底に努めてまいります。

以上でお答えとさせていただきます。

2. 「子どもたちの日常を取り戻す」ために本市の考えを聞く

- (1) 小学校・中学校での不登校児童生徒増加の状況確認とその対策について問う
- (2) 炎天下における運動時・通学時の脱マスクの徹底についてどのように対策をしているのか
- (3) 医師が作成したリーフレットや指針を関係各位に配布・配信してはどうか（富山市：富山市教育委員会・学校・種市小児科医師の取り組みモデルを参考に）
- (4) 喜志西小学校でのPTA講演録画を富田林市教育委員会主導で教員研修や学校現場、地域に広げる取り組みをしてはどうか
- (5) 小・中学校教育現場における授業中のマスク着用と給食時の黙食を見直し通常に戻す検討を

### 【答弁】

2. 「子どもたちの日常を取り戻す」ために本市の考えを聞く、の（1）から（5）について順次お答えいたします。

まず、（1）についてお答えいたします。

国の定義により年間30日以上欠席となっている不登校児童生徒につきましては、全国的には8年連続で増加し、令和2年度には過去最多となっております。一方、本市における不登校児童生徒につきましては、小学校では平成30年度が55名、平成31年度が35名、令和2年度は48名、令和3年度は47名と概ね横ばいとなっております。また、中学校では、平成30年度が138名、平成31年度が136名、令和2年度は142名、令和3年度は159名と微増傾向がみられます。なお、コロナ前とコロナ後の千人あたりの不登校者数を比較しますと、小学校では平成30年度が10.5、令和3年度が9.4と1.1ポイントの減少となり、

中学校では平成30年度が52.3、令和3年度が66.6と14.3ポイントの増加となっております。

この間、本市におきましては、GIGAスクール構想により整備した端末等を用いて学習支援を行ったり、適応指導教室の開設に加え、校内適応指導教室も開設し、学校と連携しながら対応を進めたりしてまいりました。具体には、授業の映像を配信したり、放課後にオンラインで個別の学習支援を行ったり、教員や適応指導教室の指導員が家庭訪問を行ったりするなど、個別の状況に応じた対応を行っておりますが、今後も、引き続き、適切な支援につながるよう取り組みを進めてまいります。

次に、(2)についてお答えいたします。

本市におきましては、これまでより国や府の通知・マニュアル等をふまえた対策を実施してまいりました。

また、令和4年5月末に改訂が行われた府のマニュアル等には、体育の授業や部活動等の運動時はもとより、通学時もマスク着用の必要がないと示されておりますことから、各校では本マニュアルにもとづいた対応を行っております。

新型コロナに関しましては、重症化リスクの高い子どもたちもいることから、個別の状況に応じた対応をしていくことが重要だと考えておりますが、一方で、熱中症は命に関わる危険がありますことから、本市教育委員会といたしましては、マスクの着脱について、改めて校長会等を通じて指導を徹底するよう周知してまいります。

次に、(3)についてお答えいたします。

本市教育委員会では、これまでも府の作成した新型コロナに関する案内等を配布してまいりました。

一方で、医師が作成したリーフレットや指針等を配布・配信することにつきましては、当該医師が本市または本市教育委員会から委任等を受け、

依頼内容に沿って作成したものである必要があるものと考えております。

次に、(4)についてお答えいたします。

議員ご提案の講演会につきましては、当該校のPTAが主催したもので、通常、PTAが主催する講演会につきましては、それぞれの学校事情に応じて企画され、PTA役員の合議のもと実施されるものでございます。

加えて、本市立学校におきましては、各校で状況も異なりますことから、教育委員会の主導により一律に地域に広げる取り組みを実施することは困難であると考えます。

一方、マスク着用が長期化する中で、表情が見えにくくなることによる子どもたちへの影響や、熱中症リスクなど、マスク着用による課題等につきましては、校長会や教頭会も通じて、学校現場にも周知徹底してまいります。

次に、(5)についてお答えいたします。

まず、授業中のマスク着用についてでございますが、国から、着用の必要性のない場合や、着用を推奨する場合など、マスク着用の考え方が示されておりますことから、本市におきましてもこの基準にもとづき指導を行っております。あわせて、教員自身も基準にもとづいた対応を行うことが重要だと考えております。

また、給食などにつきましては、府のマニュアルで「飛沫を飛ばさないよう、例えば、机を向かい合わせにしない、または会話を控えるなどの対応が必要」と示されておりますことから、本マニュアルに沿って対応を検討してまいります。

本市教育委員会といたしましても、議員ご指摘のように、子どもたちの日常を取り戻す重要性を強く認識しておりますことから、個別の子どもたちの状況にも十分配慮しながら、対策や指導の徹底を図るとともに、他市町村の動向も注視しながら、子どもたちの日常を1日も早く取り戻すため

に、具体的な方策について研究を進めてまいります。

以上でお答えとさせていただきます。